

社会保険適用事業所における『健康保険被保険者適用除外承認申請書』の 要・不要基準

「健康保険適用除外承認申請書」を必要とする場合

- ① 常用的な使用関係(常勤者)にある場合
- ② パートタイマー・アルバイトであっても、次にあげる労働日数と労働時間が両方に該当する場合は適用除外申請が必要です。
 - ・労働日数
1ヶ月の所定労働日数が一般従業員の4分の3以上である場合
 - ・労働時間
1日又は1週の所定労働時間が一般従業員の4分の3以上である場合
- ③ 試用期間中であっても、報酬を支払い上記①、②に該当する場合
- ④ 法人の代表者で、労務が法人に提供されており、賃金(報酬)が支払われている場合
- ⑤ 法人の役員で、その実態が一般の従業員と同様と認められる場合
- ⑥ 70歳以上75歳未満の方で厚生年金の適用を受けない場合であっても、上記①～⑤に該当する場合

「健康保険適用除外承認申請書」を必要としない場合

- ① パートタイマー・アルバイトであって、次のいずれかに該当するような場合は適用除外申請は不要です。

- ・労働日数
1ヶ月の所定労働日数が一般従業員の4分の3未満である場合
- ・労働時間
1日又は1週の所定労働時間が一般従業員の4分の3未満である場合

「健康保険適用除外承認申請書」を必要としない場合は、大阪府医師国民健康保険組合に「健康保険適用除外承認申請書」不要理由書(様式S-3)を提出してください。

* 労働日数・労働時間の4分の3という基準は、あくまでも目安です。一律にこの基準によって判断されるのではなく、就労の形態・内容を総合的にお考えいただき、判断されるようお願いいたします。

◇この基準で判断し難い場合は、所轄の年金事務所にお問い合わせください。